主

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中百二十日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

里 由

本件控訴の趣意は被告人及び弁護人斎藤竹松提出の各控訴趣意書並びに弁護人飯島磯五郎提出の控訴趣意補充書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

弁護人飯島磯五郎の控訴趣意補充書第一点の(四)について。

論旨は、原判示第一の(七)の「2)の車券偽造の点については、単に該文書の一小部分を改ざんしたのみで、作成名義を改ざんしたものでないがある、と主張し、原判決はその法令の適用に誤りがある、とき張し、原判決はその法令の適用に誤りがある、とれば、と主張し、原刊決は一年六月一日付供述調書(前掲のもの)及び押〈要官〉収にかかる軽自動車届出済証一通(当庁昭和三十三年押第三二十日付神奈川県知事作成にかかる同知事の記名押印のあるAの軽自動車届出済正の自知事の記名押印のあるAの軽自動車届出済正の同知事の記名押印のあるAの軽自動車届出済での記名押印を使用して同知事のによれば、の軽自動車につきるのをインク消しで消して、の配出出済を作成の表記を作成の表記を使用して同知事の作成すべきのの配出は済証を作成の表記を作成の表記を作成の表記を作成の表記を作成の表記を作成の表記を作成の表記を作出した以上に対したのであいて、この点に関する原判決の法令の適用には何らの誤りも存しない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 坂井改造 判事 山本長次 判事 荒川省三)